

ふるさと応援奨学金(給付型) 交付事業について

みなべ町教育委員会

みなべ町では、町内出身の大学生等に対し、学費等への支援のため給付型奨学金交付事業を実施しています。

経済的に苦しい家庭にあっても、修学を希望している学生に対し、一定の条件を満たす場合、本人の申請に基づき、選考委員会の決定を得て、返還不要の給付型の奨学金を交付いたします。

1. 対象者

次の各号すべてに該当する者。

- ① みなべ町に居住する者又は居住する者の子弟であること。
- ② 大学、短期大学、専修学校専門課程、又は高等専門学校4年次以上の者。
(専修学校のうち専門課程新1年生、高等専門学校のうち新4年次、大学新1年生に在学する学生に限る。)
- ③ 経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められる者。
- ④ 学業、人物ともに優秀で、性行が善良である者。
- ⑤ 保護者世帯に町税等の滞納がないこと。
- ⑥ みなべ町(以下「町」という。)の広報・宣伝活動等に協力し、町情報の発信拠点となってふるさとを応援する志のある者



2. 給付額、人数

1年間1人 20万円 (正規の最短修業年を限度) 平成30年度は3名

3. 申し込み期間

平成30年 6月1日(金) から 6月29日(金) まで (申請書一式必着のこと。)

4. 手続きの流れ

6月 申請、確認 → 7~8月 選考委員会、本人の面接 → 8月 給付決定 →
翌年3月 活動報告書提出 → 4月 在学証明書提出 → 給付継続 →

5. みなべ町の広報宣伝活動への協力

奨学生は、大学等の生活において、みなべ町に関するPR活動をしていただきます。

(例 PR梅干しの配布、大学近隣での町イベントへの協力、自主的なみなべ町の情報発信活動など)

6. その他詳細については、
みなべ町ホームページ、または教育学習課(74-2191)まで、お問い合わせください。